

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度市民参加型アイヌアートモニュメント制作業務
発 注 課	市民文化局市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	札幌アイヌ協会（会長：阿部 一司）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当該業務は、市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出するため、講師と市民がアイヌ文様のタペストリーを共同制作するものである。 当該業務の目的を達成するためには、市内においてアイヌ文化に関する専門的な知識・技術を有する講師を十分に確保することができる組織体制を持ち、タペストリーのデザインや市民との共同制作等の業務を円滑に実施するためのノウハウを有する団体である必要がある。 これらの条件を満たし、当該業務を履行できる者は、札幌アイヌ協会のみであることから、当該団体との随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和元年度、令和3年度において当該業務を受託し、誠実に遂行している。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）
決 定 日	令和4年12月6日